



2024年5月15日

各 位

会社名 セントケア・ホールディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤間 和敏
(コード：2374 東証プライム)
問合せ先 常務取締役管理本部長 瀧井 創
(TEL. 03-3538-2943)

株主優待制度の基準日変更に関するお知らせ

当社は、株主の皆様にご厚情にお応えするとともに、当社株式魅力を高めることを目的として株主優待を実施してまいりました。今後も株主優待を長期的に継続させるためには、制度にかかるコスト削減や運営の合理化が必要と考えており、検討を重ねた結果、2024年5月15日開催の取締役会において、下記のとおり株主優待制度の基準日変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

株主優待の対象となる株主様を確定する基準日を下記の通り変更いたします。なお、基準日以外の優待内容についての変更はございません。

※変更箇所は下線部

	変更前	変更後
対象となる株主様	毎年 <u>9月30日</u> 現在の株主名簿に記載された1単元(100株)以上を保有する株主様	毎年 <u>3月31日</u> 現在の株主名簿に記載された1単元(100株)以上を保有する株主様
優待品贈呈時期	毎年 <u>12月</u> 月上旬頃	毎年 <u>6月</u> 月上旬頃
継続保有の判断基準 (継続保有期間3年以上)	毎年 <u>9月30日</u> および <u>3月31日</u> 現在の株主名簿に1単元(100株)以上を保有する株主様として同一株主番号で連続7回以上の記載が確認できること	毎年 <u>3月31日</u> および <u>9月30日</u> 現在の株主名簿に1単元(100株)以上を保有する株主様として同一株主番号で連続7回以上の記載が確認できること

2. 変更の時期

2025年度3月期(2024年4月1日~2025年3月31日)より実施いたします。従いまして、今年度の株主優待の対象は2025年3月31日現在で株主名簿に記載のある株主様となります。

【継続保有期間の対象となる株主様】

2025年3月31日までの株主名簿に、1単元(100株)以上を保有する株主様として同一株主番号で連続して7回以上記載が確認できること。

以 上